

伊丹市介護相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービス(以下「サービス」という。)の提供の場において、サービスを利用する者(以下「利用者」という。)等の話を聞き、相談に応じる活動等を行う介護相談員を設置し、サービスを提供する事業所(以下「サービス事業所」という。)等の要請により派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(選任及び研修)

第2条 介護相談員は、市内に住所を有する者で、介護保険制度に精通し地域の保健福祉に関する活動の経験を有するもののうちから、市長が選任し、委嘱する。

2 介護相談員の数は、20人以内とする。

3 介護相談員は、市長が指定する養成研修を受けなければならない。

(任期)

第3条 介護相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の介護相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 介護相談員の再任は、これを妨げない。

(解任)

第4条 市長は、介護相談員が次のいずれかに該当するときは、当該介護相談員の委嘱を解くものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 介護相談員としての適格性を欠くと市長が認めるとき。

(職務)

第5条 介護相談員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) サービス事業所等を定期的に訪問すること。
- (2) 利用者が日常抱えている不安や不満を聴き取り、又は相談に

のること。

(3) サービスの改善等について，サービス事業所の管理者等と意見交換を行うこと。

(4) その他市長が指示する事項

(派遣対象事業所)

第 6 条 派遣対象となる事業所は，介護相談員派遣申出書(別記様式)によって派遣申出のあった市内の事業所とする。

(報償)

第 7 条 介護相談員は，無報酬とする。ただし，市長は，月額 7,000 円に所得税の額(所得税法(昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号)第 205 条第 1 号に規定する額をいう。)を加えた額を活動費謝礼として介護相談員に支給する。

(費用弁償)

第 8 条 介護相談員が第 2 条第 2 項に規定する研修を受けたときは，費用弁償として旅費を支給する。

(守秘義務)

第 9 条 介護相談員は，相談業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第 10 条 介護相談員は，毎月，活動状況報告書を市長に提出しなければならない。

(助言及び指導)

第 11 条 市長は，介護相談員からの活動報告に基づき，サービスの改善が必要であると認められる場合は，事業者に対し，助言及び指導を行うものとする。

(細則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか，要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成14年6月1日から施行し，平成14年4月分の活動費謝礼から適用する。

付 則

この要綱は，平成26年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は，平成27年1月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，公布日より施行する。

(任期の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず，平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に委嘱される介護相談員の任期は，平成29年3月31日までとする。

付 則

この要綱は，平成28年7月1日から施行する。